

京都市

客引き行為等の禁止等 に関する条例

京都市では、「市民及び観光旅行者等にとって安心かつ安全なまちづくりの推進」、「国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成」、「悠久の歴史の中で培われてきた都市格の維持及び向上」に資することを目的とし、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行しました。

事業者の責務

市内全域において、全ての業種について「客引き行為等」を行ったり、行わせたりすることのないよう努めていただくこととします。

客引き行為等とは

道路、公園その他の公共の場所において行われる次の行為のことをいいます。

客引き行為

不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為



例えば…通行人の中から相手方を特定して近寄り、「メニューを差し出しながら「今からお食事はいかがですか」と誘う行為

勧誘行為

役務に従事するよう特定の者を勧誘する、いわゆるスカウト行為



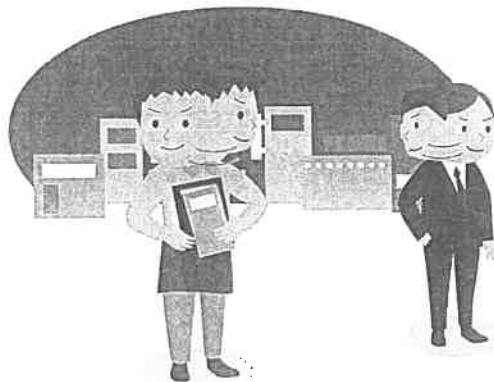
例えば…通行人の中から相手方を特定し、「うちの店で働きませんか」と声を掛ける行為

客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



この条例による規制の対象とならない行為

以下の行為は、不特定の者に対するものであることから、この条例では禁止しません。

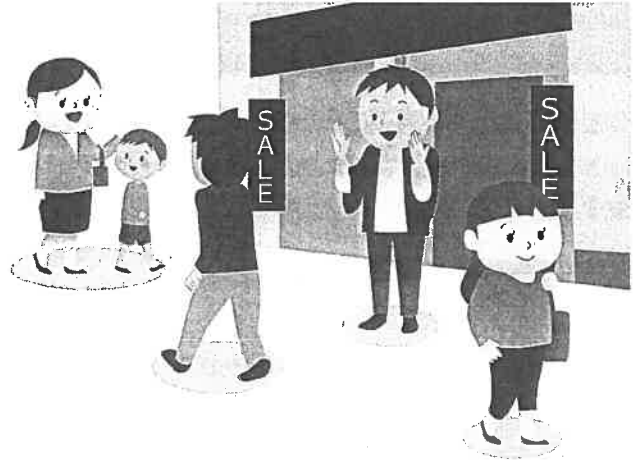
ティッシュ、チラシ等の配布

ただし、交通の頻繁な道路において広告、宣伝等の印刷物等を手渡す場合は、道路交通法の規定に基づく許可を受ける必要があります。



例えば…通行人に次々と「どうぞ」と声を掛けながら店の名前の入ったティッシュを配布する行為

呼び込み



例えば…相手方を特定せず、通行人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」と繰り返し呼び掛けるのみの行為

※これらの行為であっても、客となるよう誘う取引や交渉に発展すれば、「客引き行為」に該当します。

※これらの勧誘方法について自主的な規制を求める事業者や地域住民相互の間の取決めや商慣習がある場合は、それらを尊重するよう努めなければなりません。

客引き行為等禁止区域の指定

- 京都市客引き行為等対策審議会の意見を聴き、市民、観光旅行者等の安心かつ安全な通行を確保するために客引き行為等を禁止する必要があると認められる地域を「客引き行為等禁止区域」として指定します。
- 客引き行為等禁止区域において、「客引き行為等」を禁止します。
- 違反者に対しては、市職員が指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、氏名（法人の場合は事業者名、店舗名）等を公表するとともに、5万円以下の過料に処するものとします。
- 行為者だけでなく、客引き行為等をさせた店舗や事業者も、指導、勧告、命令、公表及び過料の対象となります。

【注意】

○この条例の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や京都府迷惑行為防止条例に違反する行為は、これらの法令による処罰の対象となります。

問合せ

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

☎075-222-3193

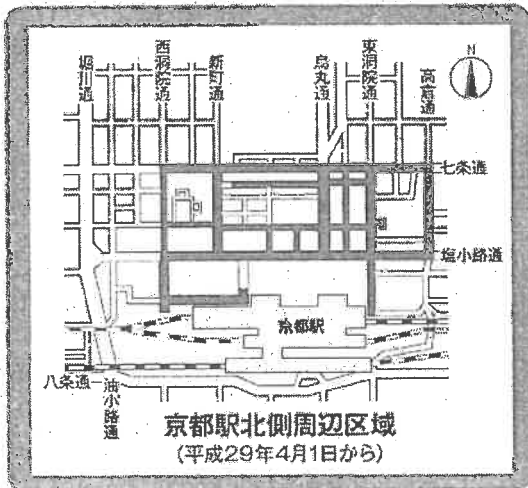
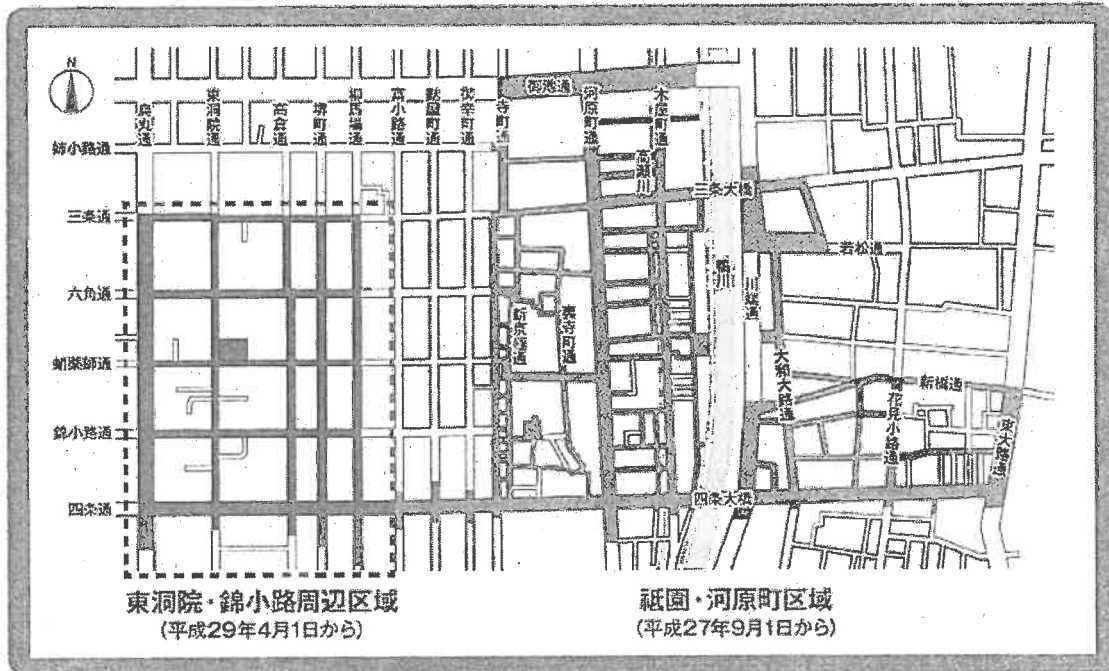


この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

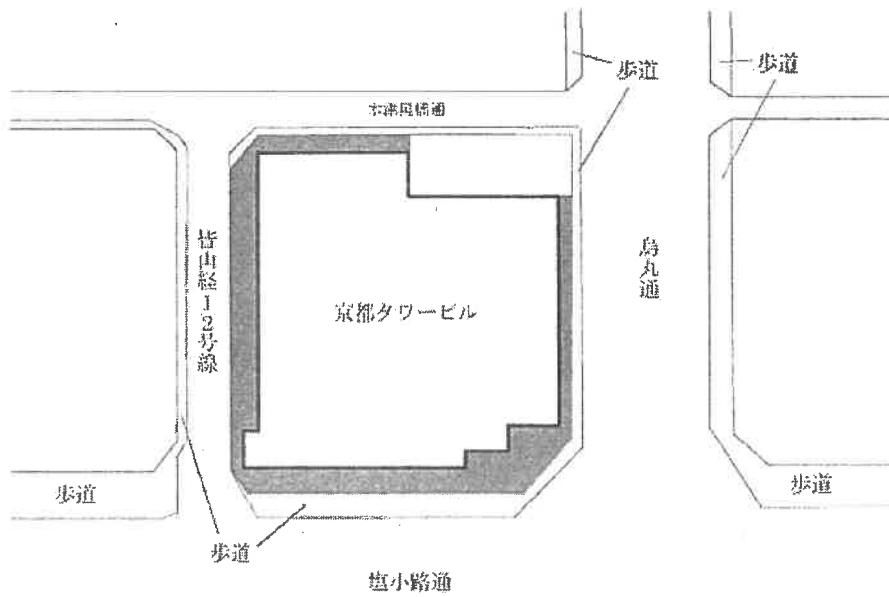
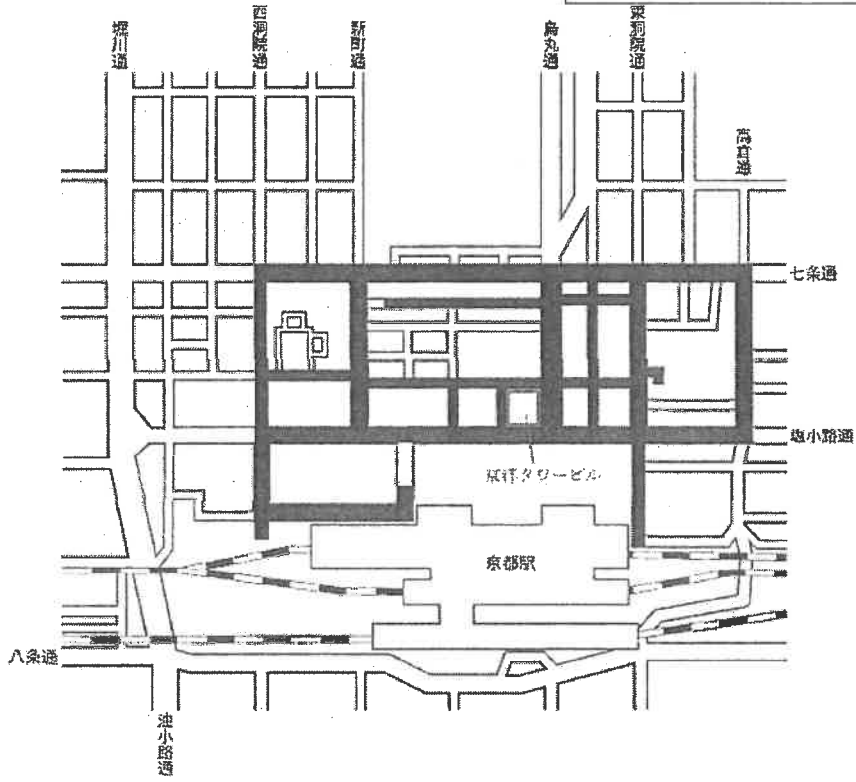


発行 京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
京都市印刷物第 284634 号 (平成 28 年 10 月)

京都市の禁止区域

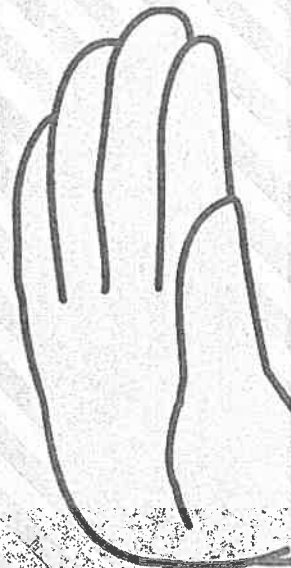


別図 客引き行為等禁止区域
(京都タワービルの敷地)



川崎市客引き行為等の防止に関する条例

客引き・スカウト



NO!!!

対象
区域

川崎市内全域

対象となる行為

客引き行為

居酒屋、カラオケ店、マッサージ店、キャバクラ、ガールズバーなどに客となるよう誘う行為

勧誘行為

キャバクラでの勤務や、アダルトビデオへの出演などに従事するよう誘う行為（スカウト行為）

客待ち・勧誘待ち行為

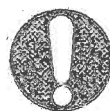
左記の客引き行為や勧誘行為を目的として、相手方を待つ行為

事業者・従業員の責務



●客引き・勧誘行為等の行為をしてはいけません

●事業者は従業員に客引き・勧誘行為等の行為をさせてはいけません

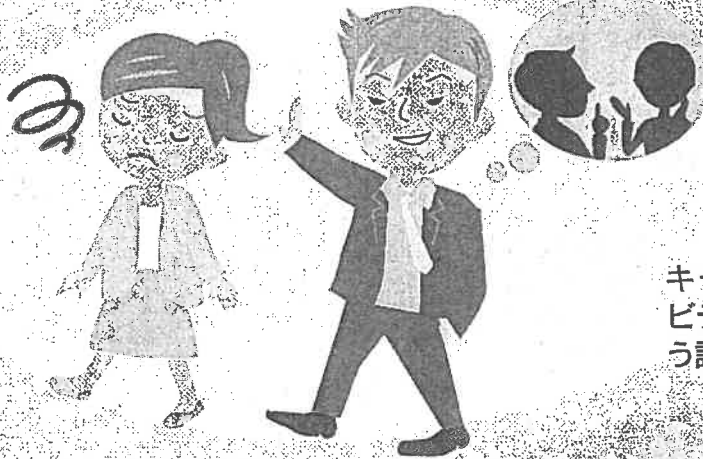
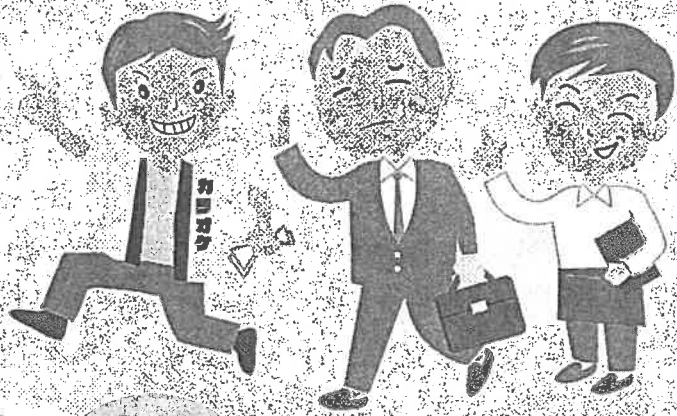


9月1日より

客引き行為等防止重点区域内で対象行為を行った又はさせた場合は、5万円以下の過料が科せられる場合があります。また、氏名や住所などを公表する場合があります。

客引き行為

居酒屋、カラオケ店、マッサージ店、
キャバクラ、ガールズバーなどに
客となるよう誘う行為



勧誘行為

キャバクラでの勤務や、アダルト
ビデオへの出演などに従事するよ
う誘う行為（スカウト行為）

客待ち・ 勧誘待ち行為

上記の客引き行為や勧誘行為を目
的として、相手方を待つ行為



〈条例の概要〉

次の行為をし、又はさせた者は、50,000円以下の過料が科せられる場合があります。
また、氏名や住所などを公表する場合があります。

①客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為

②客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

③勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、風俗営業店等に従事するよう言動によって勧誘する行為

④勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

(川崎市客引き行為等の防止に関する条例第2条第1号参照)

川崎市の禁止区域



新宿区公共の場所における

客引き行為等の防止に関する条例

客引きを
しない
させない
利用しない

改正 平成28年4月1日施行（罰則規定 平成28年6月1日～）

禁止となる行為 何人も、公共の場所では、次の①～④の行為が禁止されます。

- ① 客引き行為
- ② 勧誘行為（路上スカウト）
- ③ 客待ち・勧誘待ち行為
- ④ 客引きを受けた客を、店舗に立ち入らせること（新規制）

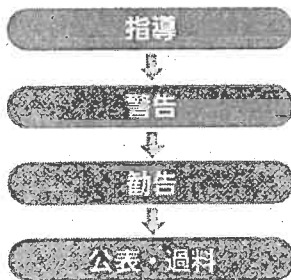
罰則を受ける場合

新宿駅周辺の **特定地区** において
禁止となる行為をした場合は、
氏名や店舗名の公表
5万円以下の過料が科されます。

フリーの客引きを
利用している
店舗も罰則

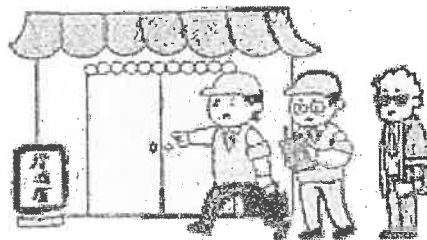


●公表・罰則の流れ



●立入調査等

指導、警告又は勧告の措置を行うにあたり、違反する行為をした者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な調査をし、又は関係者に対し、質問をすることができる。



立ち入り調査を
拒否した場合は
過料を科します

●店舗場所の提供者への通知

建物等の所有者又は管理者に対し、公表された違反行為に係る事実を通知することができる。



●公表・過料・両罰規定

●公表

- ・氏名、住所（法人名、所在地及び代表者の氏名）
- ・違反店舗名、店舗の所在地
- ・違反行為の内容

●過料

- 次に該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- ・勧告に従わず、特定地区において禁止行為をした者
 - ・立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

●両罰規定

その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の過料を科する。

新宿区公共の場所における 客引き行為等の防止に関する条例

新宿区内の公共の場所では、何人も客引き行為等が禁止されます。

1 客引き行為



2 勧誘行為（路上スカウト）



3 客待ち・勧誘待ち行為



4 客引きを受けた客を店舗に立ち入らせること



事業者の方は、

上記 1 2 3 4 の行為に従業員等にさせてはなりません。

上記 1 2 3 4 の行為をさせるために雇用や依頼をしてはなりません。

困りごととご相談は

新宿区危機管理課

03-5273-4236

午前8時30分～午後5時

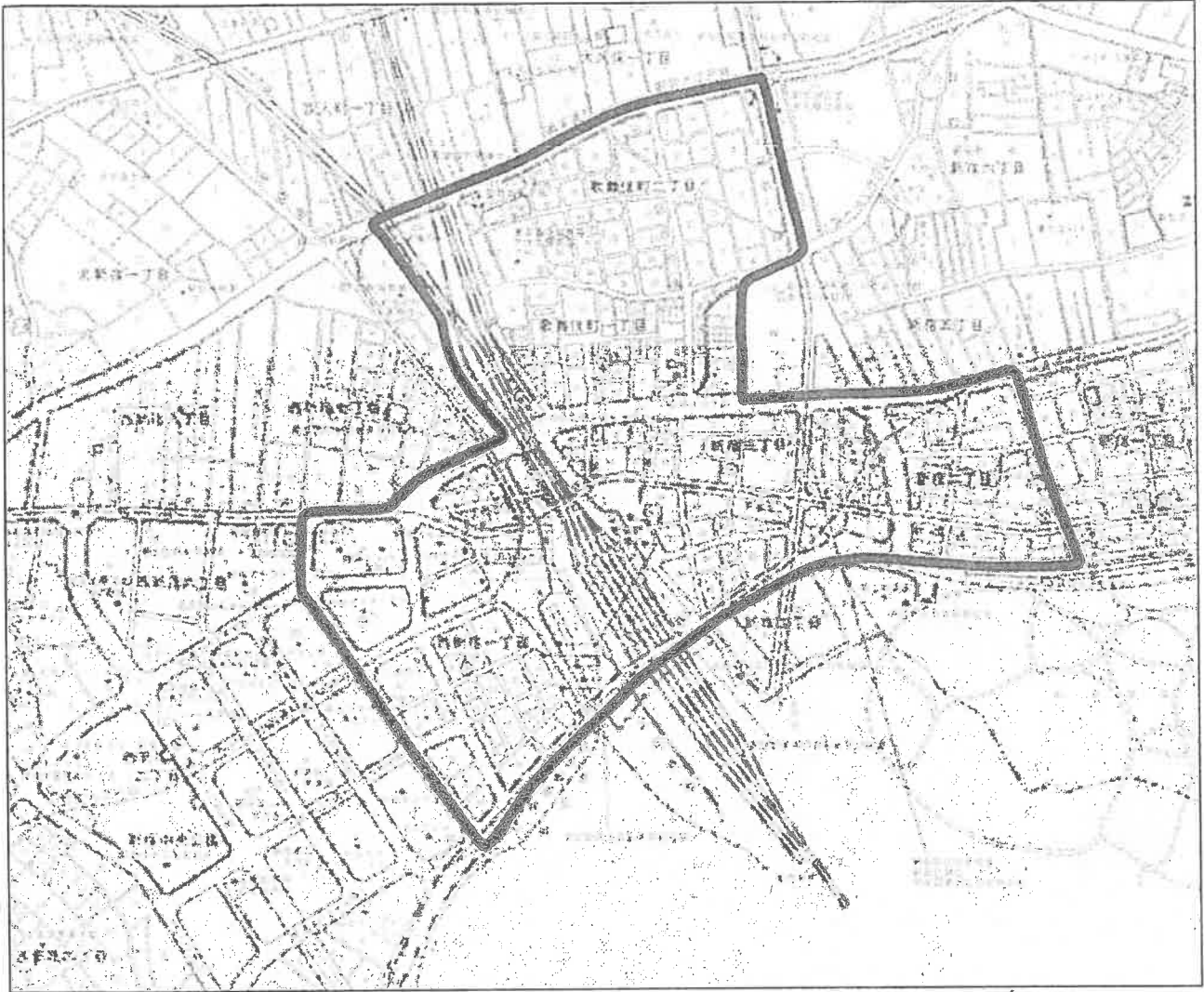
お近くの警察署

牛込警察署 03-3269-0110 戸塚警察署 03-3207-0110

新宿警察署 03-3346-0110 四谷警察署 03-3357-0110

別図

客引き行為等防止特定地区



客引き・スカウト行為は 条例違反!



禁止規定

【行為者への規制】

- ①客引き行為・客待ち行為の禁止(全ての業種)
- ②スカウト行為・スカウト待ち行為の禁止

【店舗への規制】

- ③客引き行為・スカウト行為を用いた営業の禁止

違反者 への措置

行為が是正されない場合は過料
(5万円以下)及び公表(氏名・住所・
店舗名・店舗所在等を港区ホームページで公表)
を適用します。

規制区域

港区内全域の公共の場所
(道路、公園、広場、駅など不特定の者が通
行し、又は利用する場所で公共の用に供さ
れるもの)



港区客引き行為等の防止に関する条例

禁止規定① 客引き行為・客待ち行為(全ての業種)

客引き行為



通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、居酒屋、カラオケ、ガールズバー、マッサージ等の客となるように勧誘する行為

客待ち行為



客引き行為をする目的で、うろつき、たたずみ、たむろするなど、相手方となるべき者を待つ行為

禁止規定② スカウト行為・スカウト待ち行為(性風俗、ホステス、AVへの出演等)

スカウト行為



通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、対象業種(性風俗、ホステス、AVへの出演等)で働くよう勧誘する行為

スカウト待ち行為



スカウト行為をする目的で、うろつき、たたずみ、たむろするなど、相手方となるべき者を待つ行為

禁止規定③ 客引き行為・スカウト行為を用いた営業の禁止



客引き行為を受けた客の受け入れの禁止
事業者は、上記①の客引き行為を受けた客を店舗等へ受け入れてはなりません。

スカウト行為を受けた人の受け入れの禁止
事業者は、上記②のスカウト行為を受けた人を店舗等で仕事に従事させてはなりません。

規制対象外の行為

- ・道路使用許可を得て、不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをするのは宣伝行為として規制の対象外です。ただし、道路使用許可を得ていても、上記①「客引き行為・客待ち行為」及び上記②「スカウト行為・スカウト待ち行為」に該当する行為を行った場合は規制の対象となります。
- ・店舗から不特定多数の人に対して「いらっしやい、いらっしやい」と呼びかける行為は、特定の個人に対する行為ではないため、規制の対象外です。